

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

[2024年 6月 1日現在]

1 事業者(法人)の概要

| | |
|------------|--------------------------------|
| 事業者(法人)の名称 | 医療法人社団協友会 |
| 代表者(役職・氏名) | 理事長 平岡 邦彦 |
| 所在地・電話番号 | 埼玉県吉川市大字平沼111番地 / 048-982-8311 |
| 法人の設立年月日 | 昭和53年7月1日 |

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 名称 | 横浜なみき訪問看護ステーション |
| サービスの種類 | 訪問看護・介護予防訪問看護 |
| 指定事業所番号 | 1460790014 |
| 所在地 | 〒236-0005 神奈川県横浜市金沢区並木2丁目8番1号 |
| 電話番号 | 045-370-7830 |
| FAX番号 | 045-370-7832 |
| 通常の事業実施地域 | 横浜市金沢区、横浜市磯子区 |

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------|
| 営業日 | 月曜日から土曜日まで (祝日、12月31日から1月3日までを除く) |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30まで 土曜日は午後0時30分まで ただし、契約内容により24時間対応可能な体制を整えます。 |

(3) 事業所の勤務体制

| 職種 | 業務内容 | 勤務形態・人数 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 管理者 | ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 | 常勤 1人 |
| 看護師等 | ・指定訪問看護等の提供に当たります。 ・看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成します。 | 看護師 (管理者含む) 常勤 6人 非常勤 1人 理学療法士等 常勤 0人 非常勤 0人 |

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4 サービス内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

5 利用料、その他の費用の額〔介護保険〕

(1) 介護保険による訪問看護の利用料(2024年6月1日現在)

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。

利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 11.12円(2級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

| 1回当りの所要時間 | 単位数 【11.12】 | 利用者負担額(円) | | | |
|---------------|----------------|-----------|--------|--------|--------|
| | | 10割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 20分未満 | 314 | 3,491円 | 350円 | 699円 | 1,048円 |
| 20分以上30分未満 | 471 | 5,237円 | 524円 | 1,048円 | 1,572円 |
| 30分以上1時間未満 | 823 | 9,151円 | 916円 | 1,831円 | 2,746円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 1,128 | 12,543円 | 1,255円 | 2,509円 | 3,763円 |

<定期巡回・随時対応型訪問介護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合>

| 1回当りの所要時間 | 単位数 【11.12】 | 利用者負担額(円) | | | |
|------------------|----------------|-----------|--------|--------|---------|
| | | 10割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 月額包括報酬 要介護1～要介護4 | 2,961 | 32,926円 | 3,293円 | 6,586円 | 9,878円 |
| 月額包括報酬 要介護5 | 3,761 | 41,822円 | 4,183円 | 8,365円 | 12,547円 |

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

| 1回当りの所要時間 | 単位数 【11.12】 | 利用者負担額(円) | | | |
|-------------------|----------------|-----------|------|------|------|
| | | 10割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 20分以上(1回につき) | 294 | 3,269円 | 327円 | 654円 | 981円 |
| 20分以上(1日2回を超えた場合) | 265 | 2,946円 | 295円 | 590円 | 884円 |

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けになります。

※事業所全体で、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも算定していない場合は8単位の減算が適用されます。

<同一建物居住の場合の減算>

| 要件 | 利用者負担額 |
|--------------------------------------------|--------------|
| 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合 | 所定単位数の90/100 |
| 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合 | 所定単位数の85/100 |

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。その場合には、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 11.12円(2級地)

| 加算の種類 | 要件 | 単位数 【11.12】 | 利用者負担額(円) | | | |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------|--------|--------|--------|
| | | | 10割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 夜間・早朝加算 | 夜間(18時～22時)早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合 | | 基本利用料の25%(1回につき) | | | |
| 深夜加算 | 深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合 | | 基本利用料の50%(1回につき) | | | |
| 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) ※看護業務の負担軽減体制整備あり | 利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき) | 600 | 6,672円 | 668円 | 1,335円 | 2,002円 |
| 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) | 利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき) | 574 | 6,382円 | 639円 | 1,277円 | 1,915円 |
| 複数名訪問加算(Ⅰ) | 複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき) | 254 | 2,824円 | 283円 | 565円 | 848円 |
| | 複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき) | 402 | 4,470円 | 447円 | 894円 | 1,341円 |
| 複数名訪問加算(Ⅱ) | 看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき) | 201 | 2,235円 | 224円 | 447円 | 671円 |
| | 看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき) | 317 | 3,525円 | 353円 | 705円 | 1,058円 |
| 長時間訪問看護加算 | 特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき) | 300 | 3,336円 | 334円 | 668円 | 1,001円 |
| 特別管理加算(Ⅰ) | 特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき) | 500 | 5,560円 | 556円 | 1,112円 | 1,668円 |
| 特別管理加算(Ⅱ) | 特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき) | 250 | 2,780円 | 278円 | 556円 | 834円 |
| 専門管理加算 | 専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合(1月につき) | 250 | 2,780円 | 278円 | 556円 | 834円 |
| 口腔連携強化加算 | 口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関、介護支援相談員に情報提供した場合(1月につき) | 50 | 556円 | 56円 | 112円 | 167円 |
| ターミナルケア加算 | 利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき) | 2500 | 27,800円 | 2,780円 | 5,560円 | 8,340円 |
| 初回加算(Ⅰ) (退院日) | 新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき) | 350 | 3,892円 | 390円 | 779円 | 1,168円 |
| 初回加算(Ⅱ) (退院日以降) | 新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき) | 300 | 3,336円 | 334円 | 668円 | 1,001円 |
| 退院時共同指導加算 | 退院・退所にあたり当該施設の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を提供し、退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合(退院・退所につき1回) | 600 | 6,672円 | 668円 | 1,335円 | 2,002円 |
| 看護介護職員連携強化加算 | 訪問介護員等に対し、喀痰吸引等の業務が円滑に行われるように支援を行った場合(1月につき) | 250 | 2,780円 | 278円 | 556円 | 834円 |
| 看護体制強化加算(Ⅰ) | 厚生労働大臣が定める医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合(1月につき) | 550 | 6,116円 | 612円 | 1,224円 | 1,835円 |
| 看護体制強化加算(Ⅱ) | 厚生労働大臣が定める医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合(1月につき) | 200 | 2,224円 | 223円 | 445円 | 668円 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき) | 6 | 66円 | 7円 | 14円 | 20円 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき) | 3 | 33円 | 4円 | 7円 | 10円 |

(2) 介護保険による介護予防訪問看護の利用料(2024年6月1日現在)

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。

利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 11.12円(2級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

| 1回当りの所要時間 | 単位数 【11.12】 | 利用者負担額(円) | | | |
|---------------|----------------|-----------|--------|--------|--------|
| | | 10割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 20分未満 | 303 | 3,369円 | 337円 | 674円 | 1,011円 |
| 20分以上30分未満 | 451 | 5,015円 | 502円 | 1,003円 | 1,505円 |
| 30分以上1時間未満 | 794 | 8,829円 | 883円 | 1,766円 | 2,649円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 1,090 | 12,120円 | 1,212円 | 2,424円 | 3,636円 |

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

| 1回当りの所要時間 | 単位数 【11.12】 | 利用者負担額(円) | | | |
|-------------------|----------------|-----------|------|------|------|
| | | 10割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 20分以上(1回につき) | 284 | 3,158円 | 316円 | 632円 | 948円 |
| 20分以上(1日2回を超えた場合) | 142 | 1,579円 | 158円 | 316円 | 474円 |

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けになります。

※事業所全体で、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも算定していない場合は8単位の減算(12月を超えて実施する場合更に15単位)が適用されます。

<同一建物居住の場合の減算>

| 要件 | 利用者負担額 |
|--------------------------------------------|--------------|
| 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合 | 所定単位数の90/100 |
| 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合 | 所定単位数の85/100 |

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。その場合には、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価 11.12円(2級地)

| 加算の種類 | 要件 | 単位数 【11.12】 | 利用者負担額(円) | | | |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------|------|--------|--------|
| | | | 10割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 夜間・早朝加算 | 夜間(18時~22時)早朝(6時~8時)にサービスを提供した場合 | | 基本利用料の25%(1回につき) | | | |
| 深夜加算 | 深夜(22時~翌朝6時)にサービスを提供した場合 | | 基本利用料の50%(1回につき) | | | |
| 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) ※看護業務の負担軽減体制整備あり | 利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき) | 600 | 6,672円 | 668円 | 1,335円 | 2,002円 |
| 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) | 利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき) | 574 | 6,382円 | 639円 | 1,277円 | 1,915円 |
| 複数名訪問加算(Ⅰ) | 複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき) | 254 | 2,824円 | 283円 | 565円 | 848円 |
| | 複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき) | 402 | 4,470円 | 447円 | 894円 | 1,341円 |
| 複数名訪問加算(Ⅱ) | 看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき) | 201 | 2,235円 | 224円 | 447円 | 671円 |
| | 看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき) | 317 | 3,525円 | 353円 | 705円 | 1,058円 |
| 長時間訪問看護加算 | 特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき) | 300 | 3,336円 | 334円 | 668円 | 1,001円 |
| 特別管理加算(Ⅰ) | 特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき) | 500 | 5,560円 | 556円 | 1,112円 | 1,668円 |
| 特別管理加算(Ⅱ) | 特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき) | 250 | 2,780円 | 278円 | 556円 | 834円 |
| 専門管理加算 | 専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合(1月につき) | 250 | 2,780円 | 278円 | 556円 | 834円 |
| 口腔連携強化加算 | 口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関、介護支援相談員に情報提供した場合(1月につき) | 50 | 556円 | 56円 | 112円 | 167円 |
| 初回加算(Ⅰ) (退院日) | 新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき) | 350 | 3,892円 | 390円 | 779円 | 1,168円 |
| 初回加算(Ⅱ) (退院日以降) | 新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき) | 300 | 3,336円 | 334円 | 668円 | 1,001円 |
| 退院時共同指導加算 | 退院・退所にあたり当該施設の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を提供し、退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合(退院・退所につき1回) | 600 | 6,672円 | 668円 | 1,335円 | 2,002円 |
| 看護体制強化加算 | 厚生労働大臣が定める医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合(1月につき) | 100 | 1,112円 | 112円 | 223円 | 334円 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき) | 6 | 66円 | 7円 | 14円 | 20円 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき) | 3 | 33円 | 4円 | 7円 | 10円 |

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方も、看護師等訪問するための交通費の実費はご負担いたしません。

(4) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

| キャンセルの時期 | キャンセル料 |
|----------------------|------------|
| 利用予定日の前日までにご連絡があった場合 | 無料 |
| 利用予定日の当日にご連絡があった場合 | 基本利用料の100% |
| 利用予定日の当日にご連絡がない場合 | 基本利用料の100% |

(5) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

| 利用料の種類 | 要件等 | 料金 |
|--------|---------------------------|---------|
| 死後の処置料 | 最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合 | 12,000円 |

6 利用料、その他の費用の額〔医療保険〕

(1) 医療保険による訪問看護の利用料(2024年6月1日現在)

健康保険法・国民健康法・後期高齢者医療に基づき利用者より所定の額(1割～3割)を徴収させていただきます。各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減免又は免除されます。

ア 基本利用料①(訪問看護基本療養費)

| 基本療養費 | | | 基本利用料 (円) | 利用者負担額(円) | | |
|-----------------------------------------------------------------------|----------|---------|--------------|-----------|--------|--------|
| | | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| □ 訪問看護基本療養費(Ⅰ) (保健師・助産師・看護師による場合) | | 週3日目まで | 5,550円 | 555円 | 1,110円 | 1,665円 |
| | | 週4日目以降 | 6,550円 | 655円 | 1,310円 | 1,965円 |
| □ 訪問看護基本療養費(Ⅰ) (准看護師による場合) | | 週3日目まで | 5,050円 | 505円 | 1,010円 | 1,515円 |
| | | 週4日目以降 | 6,050円 | 605円 | 1,210円 | 1,815円 |
| □ 訪問看護基本療養費(Ⅰ) (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合) | | | 5,550円 | 555円 | 1,110円 | 1,665円 |
| □ 訪問看護基本療養費(Ⅰ) (悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡・人口肛門・人口膀胱ケアに関する研修を受けた看護師による場合) | | | 12,850円 | 1,285円 | 2,570円 | 3,855円 |
| □ 訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) (保健師・助産師・看護師による場合) | 同一日に2人まで | 週3日目まで | 5,550円 | 555円 | 1,110円 | 1,665円 |
| | | 週4日目以降 | 6,550円 | 655円 | 1,310円 | 1,965円 |
| | 同一日に3人以上 | 週3日目まで | 2,780円 | 278円 | 556円 | 834円 |
| | | 週4日目以降 | 3,280円 | 328円 | 656円 | 984円 |
| □ 訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) (准看護師による場合) | 同一日に2人まで | 週3日目まで | 5,050円 | 505円 | 1,010円 | 1,515円 |
| | | 週4日目以降 | 6,050円 | 605円 | 1,210円 | 1,815円 |
| | 同一日に3人以上 | 週3日目まで | 2,530円 | 253円 | 506円 | 759円 |
| | | 週4日目以降 | 3,030円 | 303円 | 606円 | 909円 |
| □ 訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合) | 同一日に2人まで | | 5,550円 | 555円 | 1,110円 | 1,665円 |
| | 同一日に3人以上 | | 2,780円 | 278円 | 556円 | 834円 |
| □ 訪問看護基本療養費(Ⅱ) (悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアに関する研修を受けた看護師による場合) | | | 12,850円 | 1,285円 | 2,570円 | 3,855円 |
| □ 訪問看護基本療養費(Ⅲ) | | 入院中の外泊時 | 8,500円 | 850円 | 1,700円 | 2,550円 |

イ 基本利用料②(訪問看護管理療養費)

| 基本療養費 | | | | 基本利用料 (円) | 利用者負担額(円) | | |
|-------------|------|---|--------|--------------|-----------|--------|--------|
| | | | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| □ 訪問看護管理療養費 | 月の初日 | □ | 機能強化型1 | 13,230円 | 1,323円 | 2,646円 | 3,969円 |
| | | □ | 機能強化型2 | 10,030円 | 1,003円 | 2,006円 | 3,009円 |
| | | □ | 機能強化型3 | 8,700円 | 870円 | 1,740円 | 2,610円 |
| | | □ | 従来型 | 7,670円 | 767円 | 1,534円 | 2,301円 |
| | 2日以降 | □ | 管理療養費1 | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 |
| | | □ | 管理療養費2 | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 |

ウ 加算及びその他の療養費(対象の方のみ)

| 項目 | | | 基本利用料 | 利用者負担額(円) | | | |
|------------------------------------------------|------------------------|----------------------------------------------|--------------------------|-----------|--------|--------|--------|
| | | | (円) | 1割 | 2割 | 3割 | |
| ① | 24時間対応体制加算(月1回) | <input type="checkbox"/> 負担軽減取組実施 | 6,800円 | 680円 | 1,360円 | 2,040円 | |
| | | <input type="checkbox"/> 上記以外 | 6,520円 | 652円 | 1,304円 | 1,956円 | |
| ② | 緊急訪問看護加算(1日につき) | 月14日目まで | 2,650円 | 265円 | 530円 | 795円 | |
| | | 月15日目以降 | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 | |
| ③ | 夜間・早朝訪問看護加算(1回につき) | 夜間(18時~22時) | 2,100円 | 210円 | 420円 | 630円 | |
| | | 早朝(6時~8時) | | | | | |
| ④ | 深夜訪問看護加算(1回につき) | 深夜(22時~翌朝6時) | 4,200円 | 420円 | 840円 | 1,260円 | |
| ⑤ | 特別管理加算(Ⅰ)(月1回) | | 5,000円 | 500円 | 1,000円 | 1,500円 | |
| ⑥ | 特別管理加算(Ⅱ)(月1回) | | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 | |
| ⑦ | 難病等複数回訪問加算 | 1日2回 | 同一建物内1人又は2人 | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 |
| | | | 同一建物内3人以上 | 4,000円 | 400円 | 800円 | 1,200円 |
| | | 1日3回以上 | 同一建物内1人又は2人 | 8,000円 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 |
| | | | 同一建物内3人以上 | 7,200円 | 720円 | 1,440円 | 2,160円 |
| ⑧ | 複数名訪問看護加算 | 看護師等の場合 (週1日) | 同一建物内1人又は2人 | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 |
| | | | 同一建物内3人以上 | 4,000円 | 400円 | 800円 | 1,200円 |
| | | 准看護師等の場合 (週1日) | 同一建物内1人又は2人 | 3,800円 | 380円 | 760円 | 1,140円 |
| | | | 同一建物内3人以上 | 3,400円 | 340円 | 680円 | 1,020円 |
| | | その他職員の場合 (看護師等・看護補助者) (週3日まで) | 同一建物内1人又は2人 | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 |
| | | | 同一建物内3人以上 | 2,700円 | 270円 | 540円 | 810円 |
| | | その他職員(看護師等・看護補助者)の場合(別に厚生労働大臣が定める場合) 1日1回 | 同一建物内1人又は2人 | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 |
| | | | 同一建物内3人以上 | 2,700円 | 270円 | 540円 | 810円 |
| | | その他職員(看護師等・看護補助者)の場合(別に厚生労働大臣が定める場合) 1日2回 | 同一建物内1人又は2人 | 6,000円 | 600円 | 1,200円 | 1,800円 |
| | | | 同一建物内3人以上 | 5,400円 | 540円 | 1,080円 | 1,620円 |
| その他職員(看護師等・看護補助者)の場合(別に厚生労働大臣が定める場合) 1日3回以上 | 同一建物内1人又は2人 | 10,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | | |
| | 同一建物内3人以上 | 9,000円 | 900円 | 1,800円 | 2,700円 | | |
| ⑨ | 長時間訪問看護加算 | | 5,200円 | 520円 | 1,040円 | 1,560円 | |
| ⑩ | 乳幼児加算(1日につき) | <input type="checkbox"/> 重症児又は準重症児等 | 1,800円 | 180円 | 360円 | 540円 | |
| | | <input type="checkbox"/> 上記以外 | 1,300円 | 130円 | 260円 | 390円 | |
| ⑪ | 退院時共同指導加算 | | 8,000円 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 | |
| | | 特別管理指導加算 | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 | |
| ⑫ | 退院支援指導加算(退院日の訪問時) | | 6,000円 | 600円 | 1,200円 | 1,800円 | |
| | | 長時間にわたる療養上必要な指導の場合 | 8,400円 | 840円 | 1,680円 | 2,520円 | |
| ⑬ | 在宅患者連携指導加算(月1回) | | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 | |
| ⑭ | 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回) | | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 | |
| ⑮ | 看護・介護職員連携強化加算(月1回) | | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 | |
| ⑯ | 専門管理加算(月1回) | | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 | |
| ⑰ | 訪問看護ターミナル療養費 1 | | 25,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 | |
| ⑱ | 訪問看護ターミナル療養費 2 | 特別養護老人ホーム等 | 10,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | |
| ⑲ | 遠隔死亡診断補助加算 | | 1,500円 | 150円 | 300円 | 450円 | |
| ⑳ | 訪問看護情報提供療養費 1 | 市町村若しくは都道府県又は 指定特定・指定障害児相談支援事業者 | 1,500円 | 150円 | 300円 | 450円 | |
| ㉑ | 訪問看護情報提供療養費 2 | 保育所・幼稚園、義務教育学校、高等学校 等 | 1,500円 | 150円 | 300円 | 450円 | |
| ㉒ | 訪問看護情報提供療養費 3 | 保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院 | 1,500円 | 150円 | 300円 | 450円 | |
| ㉓ | 訪問看護医療DX情報活用加算(月1回) | | 50円 | 5円 | 10円 | 15円 | |
| ㉔ | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) | <input type="checkbox"/> | 医療従事者に対する賃金 改善体制がある場合 | 780円 | 78円 | 156円 | 234円 |
| | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1~18 | <input type="checkbox"/> | | 10~500円 | 1~50円 | 2~100円 | 3~150円 |

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方も、看護師等訪問するための交通費の実費はご負担いたしません。

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

| キャンセルの時期 | キャンセル料 |
|----------------------|------------|
| 利用予定日の前日までにご連絡があった場合 | 無料 |
| 利用予定日の当日にご連絡があった場合 | 基本利用料の100% |
| 利用予定日の当日にご連絡がない場合 | 基本利用料の100% |

(4) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

| 利用料の種類 | 要件等 | 料金 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1時間30分を超過した延長利用料 | 長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算を算定する日は除く | 1,500円/30分ごと |
| 休日、営業時間以外の訪問看護利用料 | 重要事項説明書に記載された営業日以外、営業時間以外(夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護を算定する日は除く)に訪問看護を行った場合 | 2,000円/30分ごと |
| 死後の処置料 | 最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合 | 12,000円 |

7 利用者負担額、その他の費用の請求方法及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月10日頃までに利用者へ送付します。

(2) 支払方法

下記の方法にてお支払ください。

なお、お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管をしてください。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)

| 支払い方法 | | 支払い要件等 |
|---------|----------|--------------------------------------------------|
| 口座自動引落し | ゆうちょ銀行 | 請求月の28日(振替日が土日祝日の場合は翌営業日)に利用者が指定する口座から自動引落しをします。 |
| | その他の金融機関 | |

8 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報は用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族や介護支援専門員等へ連絡をいたします。

| | | |
|----------------|--------------|--|
| 主治の医師 | 医療機関の名称 | |
| | 氏名 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| 緊急連絡先 (家族等) | 氏名 (利用者との続柄) | |
| | 電話番号 | |

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入しています。

| 保険会社名 | 保険名 |
|----------------|---------------|
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 訪問看護事業者賠償責任保険 |

11 サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

| | |
|------|--------------------------------------|
| 担当 | 管理者 阿奈 富子 |
| 電話番号 | 045-370-7830 |
| 受付時間 | 午前8時30分～午後5時30分まで 土曜日は午後12時30分まで |
| 受付日 | 月曜日から土曜日まで (祝日、12月31日から1月3日までを除く) |

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

| | |
|-------------------------|--------------|
| 横浜市 金沢区役所 高齢・障害支援課 | 045-788-7868 |
| 横浜市 磯子区役所 高齢・障害支援課 | 045-750-2494 |
| 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部 介護事業指導課 | 045-671-3461 |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係 | 045-329-3447 |

12 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を推進するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的(新入職時含む)に実施します。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

担当者名 管理者 阿奈 富子

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13 業務継続計画

事業所は、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うことを目的に、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知を行うとともに、必要な研修及び訓練(新入職時含む)を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16 ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業員の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 職場又は利用者等(家族・関係者含む)において行われる性的な言動・行動又は、優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業員、利用者等に対し周知・啓発します。
- (2) 相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業員に周知します。
- (3) マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取組を実施します。
- (4) メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して1人で対応させない等、被害者への配慮のための取組を実施します。

17 第三者評価の実施状況

| | |
|-----------|---|
| 実施の有無 | 無 |
| 直近の実施年月日 | — |
| 評価機関の名称 | — |
| 実施結果の開示状況 | — |

18 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
 - ② 利用者以外の家族のためのサービス提供
- (2) 看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、電気、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。

(5) 介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

① 末期の悪性腫瘍の場合

② 厚生労働大臣が定める疾病等の場合〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
(平27. 3. 厚労告95) (平30. 3. 厚労告78改正)〕

③ 急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合
(指示の日から14日間を限度とする)

④ 精神科訪問看護指示書が交付された場合(認知症が主傷病である場合は除く)

19 その他運営に関する重要事項

(1) 事業所は職員の資質向上のために以下の研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。

① 採用時研修 採用後1月以内に実施する。

② 継続研修 年2回実施する。

(2) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団協友会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

| | |
|---------------|-----------------|
| 重要事項説明書の説明年月日 | 年 月 日 |
|---------------|-----------------|

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

| | | |
|-----|-------|------------------------------------------------|
| 事業者 | 所在地 | 埼玉県吉川市大字平沼111番地 |
| | 法人名 | 医療法人社団協友会 |
| | 代表者名 | 理事長 平岡 邦彦 印 |
| | 事業所名 | 横浜なみき訪問看護ステーション |
| | 説明者氏名 | 印 |

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

| | | |
|-----|----|---|
| 利用者 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |

| | | |
|-----|----|---|
| 代理人 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |
| | 続柄 | |